

# 葛飾区

## 総合庁舎整備基本構想

### 《資料編》

#### 目次

資料 1：葛飾区総合庁舎のあゆみ	56
資料 2：国土交通省の定める「各所修繕費要求単価」	57
資料 3：「葛飾区総合庁舎整備のあり方検討委員会」とりまとめ（概要）	58
資料 4：総合庁舎建築・設備劣化等調査(平成 20 年 12 月)による大規模改修と建替えの検討	60
資料 5：総合庁舎の諸室の現状	61
資料 6：窓口受付件数の状況	61
資料 7：公共建築物における CASBEE（キャスビー）認証取得状況	62
資料 8：災害対策本部諸室の事例	63
資料 9：災害対策本部関連スペースの規模算定	64
資料 10：会議室・作業スペース等の規模算定	65
資料 11：倉庫の規模算定	66
資料 12：総合窓口・ロビーの規模算定	67
資料 13：議会関連の規模算定	68
資料 14：他の基準による規模算定	69
資料 15：その他のスペースの規模算定	73
資料 16：東京 23 区の庁舎の状況	74
資料 17：職員数の推移	78
資料 18：現在の総合庁舎での部署配置状況	80
資料 19：フロアマネージャーへのアンケート調査等	81
用語解説	82

## 資料1 葛飾区総合庁舎のあゆみ

### ◆ 葛飾区誕生時から戦災後の庁舎

昭和7年10月東京市制時代の到来により、明治22年の町村制施行以来40年間続いた葛飾区域の町村制は、東京市制下の区として編入されました。

庁舎は戦災を経て、以下のとおり変遷しています。

- ・昭和7年10月 東京市葛飾区誕生 本田町役場跡の建物を仮庁舎とする。
- ・昭和11年2月 庁舎着工
- ・昭和12年1月 庁舎竣工（現シンフォニーヒルズ位置）  
木造2階建・一部RC造・敷地面積約1,200坪・建坪1,088坪
- ・昭和20年2月 戦災で消失。本田小校舎並びに雨天体操場を改造し、仮庁舎とする。
- ・昭和22年2月 旧庁舎跡地に着工
- ・昭和23年3月 新築庁舎竣工（現シンフォニーヒルズ位置）  
木造2階建瓦葺、一部RC造・敷地面積1,350坪・延床面積815.5坪

### ◆ 現在の総合庁舎建設の経緯

- ・昭和36年2月 本館、議会棟起工式
- ・昭和37年5月 竣工（敷地面積18,370㎡、建築延床面積13,291㎡）  
建設費6億7,356万円
- ・昭和40年度 庁舎増築積立基金制度の設立
- ・昭和41年5月 第一厚生棟竣工（978.35㎡）
- ・昭和44年3月 総合庁舎の冷房工事を完成
- ・昭和50年12月 コの字型の総合庁舎に新館を増築してロの字型にする計画を構想
- ・昭和51年6月 新館着工
- ・昭和53年4月 竣工（当初計画10階建を7階建に計画変更）  
地上7階地下1階（建築延床面積10,398㎡）  
総工費23億6,650万円

※総合庁舎本館の正面玄関外階段の設置等の改修を行った。

## 資料 2 : 国土交通省の定める「各所修繕費要求単価」

### 平成 26 年度各所修繕費要求単価

平成 26 年度各所修繕費要求単価は、標準的な官庁施設において、各所修繕に必要とする年間の費用を施設の経過年数ごとに算定している。

平成 26 年度各所修繕費要求単価は次のとおり。

平成 26 年度各所修繕費要求単価	(円/㎡・年)
経過年数 (年)	庁 舎
6 年未満	217
6 年以上～11 年未満	468
11 年以上～16 年未満	750
16 年以上～21 年未満	515
21 年以上～31 年未満	782
31 年以上	775

(経費込み、消費税は含まない。)

出典：「平成 26 年度各所修繕費要求単価、平成 26 年度庁舎維持管理費要求単価」  
(平成 25 年 5 月) 国土交通省大臣官房官庁営繕部

## 資料3：「葛飾区総合庁舎整備のあり方検討委員会」とりまとめ（概要）

### ◆「葛飾区総合庁舎整備のあり方検討委員会」とりまとめ（概要）

#### ○ 総合庁舎建替への必要性

現状の課題に対して、改修によって施設の延命を図る方法では対応が十分ではなく、仮に改修を行ったとしても、本館・議会棟は短期間で耐用年数を迎え、建替が必要となるため二重の投資になってしまうこと、また、狭隘化の問題は解決されないことなどを踏まえると総合庁舎を建て替えることによって解決すべきであると考えます。

#### ○ 総合庁舎が新たに備えるべき機能

- (1) 防災拠点、災害対策活動の司令塔としての機能  
～区民の生命と財産を護るための防災拠点機能～
- (2) ユニバーサルデザイン  
～誰にでも使いやすく、便利な庁舎機能～
- (3) 来庁者のプライバシー  
～来庁者のプライバシーに十分配慮した空間と動線～
- (4) 利用動向をふまえた駐車場・駐輪場  
～混雑時の来庁者利用に配慮した十分な駐車場・駐輪場～
- (5) 環境負荷の低減機能  
～省資源、省エネルギーの徹底、自然エネルギーの活用機能～
- (6) 区民や産業の交流機能  
～区民・産・学間の多様な文化・交流機能～

#### ○ 総合庁舎の規模

総合庁舎の規模をどの程度とするかは、将来の行政サービス体制のあり方、本庁と支所の機能分担のあり方をどのように想定するかによって影響を受けることから、この点は本委員会の検討範囲を越えるため、現行の区民サービス体制を前提として検討した。想定規模はあくまで検討ベースとしての数値である。

⇒想定規模：約 33,000 m<sup>2</sup>

#### ○ 総合庁舎の候補地

- (1) 庁舎建替え候補地の基本的な考え方

- ① 本館・議会棟及び新館を一括整備すべきである
- ② 「交通利便性」「災害時の安全性」「整備費用」などからの選定の評価が重要である。

- (2) 庁舎建替え候補地の抽出

「現庁舎敷地」「青戸平和公園」「立石駅北口地区」の3地区を候補地として抽出した。3候補地については、それぞれ適正と課題がある。



## ○ 建替え整備プランと概算事業費等

### (1) 総合庁舎のフロア構成イメージ

- ・低層階に区民が利用する総合窓口や相談窓口、交流スペースとしての区民ホール等を配置
- ・中層階から上には執務室や議会スペースを配置
- ・最上階には飲食スペースや展望フロアなどを配置

### (2) 各候補地で建て替えた場合の工期と整備費用

候補地	工期	整備費用（概算）
現庁舎敷地	設計：2年 建設：6年	総事業費約 240 億円 仮庁舎の建設・解体費、複数回の移転・引越費用を含む
青戸平和公園	設計：2年 建設：3年	現庁舎敷地に比べて、以下の費用の増減が見込まれる ・仮庁舎費用は不要、移転・引越は 1 回のみによる減 ・現庁舎敷地の売却収入が見込まれる ・代替公園整備に伴う用地費、工事費等整備費の増
立石駅北口地区	設計：2年 建設：3年	総事業費約 264 億円 ただし、現庁舎敷地の売却収入を約 44 億円と見込むと約 220 億円 ・仮庁舎費用は不要、移転・引越は 1 回のみ

### (3) 移転建替えに伴う現在の総合庁舎敷地の活用方策

- ・大規模な公有地をいかに有効活用するかをはじめ、周辺地区の活性化に資する方策は何か、総合庁舎整備の資金調達の一部に移転跡地を活用する必要があるかなど、多面的な検討が必要である。

## ○ 優位性の高い整備手法と候補地（まとめ）

- (1) 現在の総合庁舎の諸課題を解決するためには改修では十分でなく建て替えるべきである
- (2) 本館・議会棟、新館を一括整備すべきである
- (3) 3つの候補地は総合庁舎の立地適正を備えているがそれぞれ実現上の問題もある

## ○ 総合庁舎整備の具体的な検討に向けて

- (1) 本庁機能と規模の検討
- (2) 優位性の高い整備手法と候補地の選定に関する検討の掘り下げ
- (3) アクセスしやすい総合庁舎に関する検討
- (4) 区民意向の反映
- (5) 庁舎整備に向けた検討の推進

資料 4 : 総合庁舎建築・設備劣化等調査 (平成 20 年 12 月) による大規模改修と建替えの検討

検討項目		検討結果
ア) 現在の総合庁舎の建築・設備劣化状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>庁舎の劣化状況 (築年数) から、建築・設備の大部分が耐用年数に達している。今後数年の間に修繕または更新が必要であり、長期的に機能を維持することは困難。</li> </ul>
イ) 機能面から見た改修の可能性	A 災害発生後における業務継続性	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備の耐震性向上については、更新で対応可能であるが、非常用電源、貯水槽等の増強及び重要な情報・通信機器等の機能確保を図るための免震床などは、現在の総合庁舎の構造的な制約により改修では対応困難。</li> </ul>
	B 情報機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>天井高が問題となるフリーアクセスフロアの配置や、配電システムを新たに設ける必要のある電源の独立化等、居ながら工事で改修を行うことは困難。</li> </ul>
	C 狭隘化の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>区民サービス (窓口・相談スペースの拡充) や、ユニバーサルデザイン対応 (廊下や待合スペース等) の拡充が求められるが、改修による問題解決には限度がある。</li> </ul>
ウ) 費用面からの比較検討	① 改修した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐用年数まで今後 20 年使用するためには、概ね 10 年後に大規模改修が必要 (約 36 億円) であり、通年の改修や修繕を含めると、今後 20 年間で約 75 億円の費用が必要。</li> <li>大規模改修では耐震性能は向上せず、庁舎機能の延命措置に過ぎない。</li> <li>建物の耐用年数は 65 年程度であり、大規模改修を行っても、その後、概ね 10 年後には建替えが必要。</li> </ul>
	② 建て替えた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>建替えにかかる総事業費は、庁舎面積を約 33,000 m<sup>2</sup> とすると約 240 億円。(解体や移転費用を含む)</li> </ul>
エ) ライフサイクルコスト (生涯費用) による比較		<ul style="list-style-type: none"> <li>概ね 10 年後に建て替える場合 (A) と、概ね 10 年後に大規模改修を行い、その 10 年後に建替えを行う場合 (B) を比較すると、生涯費用は (A) の方が有利。</li> </ul>
オ) 総合庁舎の大規模改修の効果と建替えについて	① 本館・議会棟の大規模改修の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>概ね 10 年後に大規模改修 (約 19 億円) が必要であり、その後 10 年程度で建物の耐用年数を迎えることから、改修の効果を十分に活用できるとは言い難い。</li> <li>重要な防災拠点としての耐震性能も不十分。</li> <li>したがって、大規模改修の合理性が少なく、今後建替えを検討していくことが必要。</li> </ul>
	② 新館の大規模改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>新館については築 36 年であり、構造躯体は 30 年余りの耐用年数がある。</li> <li>避難地等の防災施設としての耐震性能は有しているが、重要な防災拠点としての耐震性能は有していない。</li> <li>継続使用するためには、概ね 10 年後に大規模改修 (約 17 億円) が必要。</li> <li>総合庁舎以外の区公共施設や事務所ビルとしての活用も考えられるが、敷地の有効活用や大規模改修の費用対効果などの視点から検討が必要。</li> </ul>
	③ 総合庁舎のあり方 (まとめ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合庁舎の劣化状況とそれに伴う改修費用、耐震性能、耐用年数、またこれからの庁舎に求められる機能等を考慮すると、今後 10 年程度を目途に建替えの検討を進めていくことが望ましい。</li> </ul>

## 資料 5 : 総合庁舎の諸室の現状

### ◆ 諸室の状況

建物区分		①執務スペース (m <sup>2</sup> )	②会議室 (m <sup>2</sup> )	③倉庫 (m <sup>2</sup> )	④災害対策 本部関連 (m <sup>2</sup> )	⑤総合窓口 ロビー (m <sup>2</sup> )	⑦食堂喫茶 (m <sup>2</sup> )
7階	新館	220	494	76			
6階	新館	625	33	76			
5階	新館	666			40		
4階	新館	597	13	47		91	
	本館	1,802	15	17			
3階	新館	701	12	33		8	
	本館	1,167	12	17		113	
2階	新館	609		36		69	
	本館	943				378	
	第二厚生棟	227		29			
	議会棟	115					
1階	新館			307			336
	本館	58				74	
第一厚生棟		291		487			
第一会議室棟		62					
プレハブ倉庫				292			
合計		8,083	579	1,341	(400)	733	336

※災害対策本部関連は、庁議室など併用のスペースを加え約 400 m<sup>2</sup>。

## 資料 6 : 窓口受付件数の状況

### ◆ 来庁者の申請（届出）等窓口受付件数

年間窓口受付等延件数	904,272 件	A 申請（届出）者の届け出等を受付する延件数
年間営業日数	241 日	B 週 5 営業日／年から年末年始及び祝祭日を差し引いた日数
営業日受付延件数	3,752 件	C 1日あたりの受付延件数（B/A）

※「届出・申請等手続基礎調査（平成 22 年 7 月実施）」による

資料7：公共建築物におけるCASBEE（キャスビー）認証取得状況

◆公共建築物のCASBEE認証取得状況

認証 時期	建物名称	所在地	ランク	認証機関
2008.8	神岡町公民館	岐阜県飛騨市	C	IBEC
2009.11	梶原町総合庁舎	高知県梶原町	S	IBEC
2010.6	豊田市新東庁舎	愛知県豊田市	S	㈱確認サービス
2010.8	町田市市庁舎	東京都町田市	S	BVJ
2012.3	厚木市立病院	神奈川県厚木市	A	(財)日本建築センター
2012.6	中野区立中野中学校	東京都中野区	S	(財)ベターリビング
2012.6	神戸市立医療センター中央市民病院	兵庫県神戸市	S	IBEC
2012.10	安積黎明高等学校	福島県郡山市	A	BVJ
2013.2	燕市新庁舎	新潟県燕市	S	(財)ベターリビング
2013.3	福島高等学校	福島県福島市	非公開	BVJ
2013.4	勿来工業高校	福島県いわき市	非公開	BVJ
2013.4	三重県新県立博物館	三重県津市	S	BVJ
2013.6	羽咋市立羽咋中学校	石川県羽咋市	S	(財)ベターリビング
2013.6	延岡市新庁舎	宮崎県延岡市	A	(財)日本建築センター
2013.10	大笹生学園	福島県福島市	A	BVJ
2013.11	岡谷市民病院	長野県岡谷市	非公開	(財)日本建築センター

(注) IBEC：(財)建築環境・省エネルギー機構

BVJ：ビューロペリタス ジャパン(株)

## 資料 8 : 災害対策本部諸室の事例

### 【神戸市危機管理センター】

- 阪神淡路の大震災の教訓を踏まえて平成 24 年に市役所 4 号館として整備された神戸市危機管理センター（災害対策本部）は、一体的な危機対応を行うための中枢拠点であり、「新危機管理情報システム」「消防新管制システム」「デジタル防災行政無線」などを活用することによって、災害発生時の意思決定や市民・関係機関等への情報提供を迅速かつ効率的に行うことができる施設である。その概要は以下に示すとおりである。

#### ◆施設概要

建物の構造等		S、SRC 構造、免震構造、地上 9 階、地下 1 階	規模
災害対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>9 階に非常用電源（3 日間可動可能）、備蓄倉庫（職員の 3 日分の食料・水・毛布等の生活用品）</li> <li>地下に飲用受水槽・雑用受水槽（井水利用）・緊急汚水槽を設置</li> </ul>	
防災 関連 諸室 の 構 成	1 階：本部長会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部の本部長会議室、約 40 人</li> <li>大型の映像装置を設置</li> </ul>	約 170 m <sup>2</sup>
	1 階：防災展示、研修室（プレスコーナー）	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の防災意識向上、地域の防災力の向上、震災教訓の発信を目的とした防災学習拠点</li> <li>災害時にはプレスセンターとして利用</li> </ul>	約 80 m <sup>2</sup>
	2 階：オペレーションセンター・無線操作室	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害情報の収集、関係機関との調整、市民への情報伝達等のスペース</li> <li>必要に応じて消防や警察も集合して協議調整</li> <li>防災行政無線放送用の無線操作室</li> </ul>	約 250 m <sup>2</sup>
3 階～5 階：消防局		<ul style="list-style-type: none"> <li>4 階に消防管制室（約 240 m<sup>2</sup>）、消防作戦室（約 115 m<sup>2</sup>）</li> </ul>	
6 階～8 階：水道局			

### 【都内の庁舎の災害対策本部関連諸室】

- 都内の庁舎整備で、災害対策本部関連諸室の面積は以下のとおりである。

#### ◆災害対策本部関連諸室の整備事例

町田市	豊島区	練馬区	千代田区
災害対策本部 防災情報指令室 情報収集室  ※建設実施設計概要より	防災関係事務室 災害警戒待機室 指令情報室 災害対策センター（大会議室）  ※新庁舎整備推進計画より	災害対策本部 情報統制室・附属室 機械室 防災資材室 防災展示コーナー ※練馬区資料より	災害対策本部 防災情報室 防災連絡室  ※PFI 事業実施方針、要求水準（案）より
計：840 m <sup>2</sup>	計：650 m <sup>2</sup>	計：404 m <sup>2</sup>	計：360 m <sup>2</sup>

## 資料9：災害対策本部関連スペースの規模算定

### ◆災害対策本部の規模

諸室	役割	規模	平常時の利用
①災害対策本部・本部長室	国・都・消防・警察・病院等の関係諸機関と連携して迅速な災害対策や救助・救援活動を開始していく本部であり、そのために必要なスペースと情報通信機器やモニター等の設備を常備しておく。	約 190 m <sup>2</sup>	現在は庁議室と兼用であり、新たな総合庁舎でも庁議室との兼用も可能であるが、災害時に速やかに機能していくためには、専用の災害対策本部のスペースを確保する。 ただしモニター設備を有効利用するために、委員会や審議会の会議利用もできるようにする。
②指令情報センター	災害情報を収集し災害対策本部へ伝達、災害対策本部からの指令を関連諸機関に通信連絡するために、災害時にも機能する通信情報システムを常備する。	約 40 m <sup>2</sup>	情報通信機器が装備された専用スペースとし、平常時においても防災情報の専用スペースとして機能させていく。
③事務局ワークスペース	区内の被災、救助、救援情報を整理分析し、災害対策本部に報告する。更に災害対策本部からの指令に基づき、地域活動を指示する。	約 240 m <sup>2</sup>	大会議室を可動壁面により間仕切りができるようにし、各種会議、職員研修、区民との協働のワークショップなどの利用を行う。
④防災備蓄スペース	職員等の3日分の食料・飲料水・生活必需品を備蓄	約 80 m <sup>2</sup>	
⑤防災展示学習スペース 【プレスセンター】	正確な情報を区民に伝えるため報道機関への情報提供を行う。	約 80 m <sup>2</sup>	防災に関する展示学習の場として活用する。
合計		約 630 m <sup>2</sup>	

#### 【規模設定の諸元】

##### ①災害対策本部・本部長室

- ・首都直下地震おける被害想定では甚大な被害が想定されている本区では、阪神淡路大震災の教訓を踏まえて整備された神戸市災害対策本部の事例（40人規模で170 m<sup>2</sup>）に基づき、1人あたり4 m<sup>2</sup>を目安とする。
- ・葛飾区地域防災計画に基づいて、本部長（1人）、副本部長（3人）、本部員（11人）、事務局員（20人程度）、関係機関連絡要員（リエゾン）（10人）が会議を行うスペースとして、46人規模を想定すると約190 m<sup>2</sup>。

##### ②指令情報センター

- ・災害時には10人程度で通信情報システムを稼働させると想定し、約40 m<sup>2</sup> ※情報設備の内容によって調整が必要

##### ③事務局ワークスペース

- ・平常時は会議室として使用する。
- ・〈総括班〉〈情報班〉〈救命班〉〈交通班〉〈渉外班〉〈記録班〉〈物資班〉の7班、1班8人程度の構成を想定すると、7班×8人×4 m<sup>2</sup>=224 m<sup>2</sup> ⇒中会議室（120 m<sup>2</sup>）2か所分の広さの大会議室=240 m<sup>2</sup>

##### ④防災備蓄スペース

- ・災害時に召集する職員等の3日分の食料・飲料水・生活必需品を備蓄する。想定人数を3,000人とし、最新の葛飾にいじゅくみらい公園内の防災備蓄倉庫（想定人数36,000人の1日分の備蓄倉庫として約300 m<sup>2</sup>）を事例に想定すると、約80 m<sup>2</sup>。

※3日分の備蓄：国の中央防災会議が2005年9月にまとめた「首都直下地震対策大綱」には、ライフラインの復旧目標が記されており、備蓄については、「国、地方公共団体は、各家庭において最低限3日分の食料・飲料水及び生活必需品の備蓄を促進する」とされている。

##### ⑤防災展示学習スペース【プレスセンター】

- ・災害への備え、災害時の行動等、区民の防災意識を高めるための展示学習のスペース。災害時にはプレスセンターとして使用するスペースになる。神戸市危機管理センターの事例にならい約80 m<sup>2</sup>。

## 資料 10：会議室・作業スペース等の規模算定

### ◆会議室等の規模算定

種類	算定根拠	算定数	標準規模の考え方	算定規模
小会議室 (20人規模)	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準的な会議時間を2時間程度と想定し、一つの会議室で1日当たり3会議を想定する。</li> <li>現況調査では、4部署が週3回以上、17部署が週1回以上、30部署が2週間に1回程度であることから、これを踏まえて、新たな総合庁舎での会議の開催数に若干の余裕を持たせて算定する。下表①参照</li> </ul>	5室	6m×9m程度＝ 54㎡ ÷50㎡	5×50 ＝250㎡
中会議室 (大会議室兼用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>現況調査では、20人～50人規模の会議の開催は、週1回以上が1部署、2週間に1回程度が6部署、月に1回程度が14部署であることから、これを踏まえて、新たな総合庁舎での会議の開催数に若干の余裕を持たせて算定する。下表②参照</li> </ul>	3室	14m×9m程度＝ 126㎡ ÷120㎡	3×120 ＝360㎡
作業スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な作業のために数カ月間、会議室を使用している実態があることから、このような業務に対応できる作業スペースを、会議室とは別に配置する。</li> <li>現況調査を踏まえ、小会議室規模の作業用スペース2室を算定する。</li> </ul>	2室	小会議室相当	2×50 ＝100㎡
打ち合わせスペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>各部署1ブースを想定し、45ブースを配置する。</li> </ul>	45ブース	4.5m×3.5m程度＝ 15.75㎡ ÷15㎡	45×15 ＝675㎡
相談室	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の利用実態を踏まえ、各課共同で利用できる相談室を10配置する。</li> </ul>	10室	3.0m×4m程度 ＝12㎡	10×12 ＝120㎡
合計				1,505㎡ ≒1,500㎡

※災害対策本部関連スペース中で、会議室利用が可能な面積（災害対策本部長室及び事務局ワークスペース）の1/3を減じて、1,400㎡が算定規模

【表①：小会議室（20人程度）の算定】

会議の開催状況 (実態調査による)	開催回数	一日当たり 開催回数	会議室の数※1日3回の会議使用
週3回以上：4部署 ⇒各部署5日間で4回と想定	(4部署×4回) /5日	3.2回	3.2回/3＝1.07室
週1回以上：17部署 ⇒各部署5日間で2回と想定	(17部署×2回) /5日	6.8回	6.8回/3＝2.27室
2週間で1回程度：30部署 ⇒各部署10日で1回と想定	(30部署×1回) /10日	3回	3回/3＝1室
算定	利用状況から算定すると5会議室となる		

【表②：中会議室（50人程度）の算定】

会議の開催状況 (実態調査による)	開催回数	一日当たり 開催回数	会議室の数 ※準備時間も考慮して1日2回の会議使用
週1回以上：1部署 ⇒各部署5日間で2回と想定	(1部署×2回) /5日	0.4回	0.4回/2回＝0.2室
2週間に1回程度：6部署 ⇒各部署で10日に1回と想定	(6部署×1回) /10日	0.6回	0.6回/2回＝0.3室
月に1回程度：14部署 ⇒各部署で20日に1回と想定	(14部署×1回) /20日	0.7回	0.7回/2回＝0.35室
算定	利用状況から算定すると1会議室であるが、開催日が重なることも考慮して2会議室を確保する。なお、50人以上の会議の開催は、2週間に1回程度が3部署、月に1回程度が1部署であることから、中会議室を3室とし、このうち2室は1室の大会議室として利用できるようにする。		

## 資料 11：倉庫の規模算定

- 総合庁舎内での倉庫及び各部署が総合庁舎内に保管する文書等の量の現状は以下のとおりである。  
※総合庁舎内に保管する文書等の量は平成 24 年 8 月に実施した現況調査によるもので、新館 1 階の文書倉庫以外に保管するものを対象とした。総合庁舎外での保管物は除く。

### ◆現状の倉庫面積と保管文書等の量

現状の倉庫面積		保管文書等	
新館 1 階文書倉庫	198 m <sup>2</sup>	文書	5,912Fm (ファイルメーター)
その他の倉庫スペース	1,143 m <sup>2</sup>	文書以外	1,479Fm
合 計	1,341 m <sup>2</sup>	合 計	7,391Fm

#### ①新たな総合庁舎で保管する保管文書等

- 保管文書量の多い各課へのヒアリングに基づき、現在の保管文書等の 80% を目標とする。

#### ②新館 1 階の文書倉庫以外に保管する文書等の収納に要する倉庫スペース

##### ア) 文書

- 収納するためのキャビネットを W900\* L450\* H2000、5 段と想定する。
- キャビネット 1 台で、5 段\*内寸 0.85m となり、4.25Fm の収納容量となる。
- 上記の保管文書を収納するためには  $5,924\text{Fm} \times 0.8 \div 4.25\text{Fm} / \text{台} \approx 1,113$  台
- キャビネット 1 台当たりの床面積は引出スペースを見込んで  $0.9 \times 0.45 \times 2 \approx 0.81$  m<sup>2</sup> / 台
- したがって、収納に必要な床面積は  $1,113 \text{台} \times 0.81 \text{m}^2 / \text{台} \approx 902$  m<sup>2</sup>

##### イ) 文書以外

- 収納するためのキャビネットは上記と同様の規模で想定する。
- 上記の文書以外を収納するためには  $1,479\text{Fm} \times 0.8 \div 4.25\text{Fm} / \text{台} \approx 279$  台
- 文書以外の保管物は形状が不規則である物や、それを使用するための搬入出スペースが必要なものが多。このようなスペースを見込んで、キャビネット 1 台あたりの床面積を文書の場合の 2 倍と設定すると。

$$279 \text{台} \times 0.81 \text{m}^2 / \text{台} \times 2 \approx 452 \text{m}^2$$

#### ③新たな総合庁舎で必要な倉庫スペース

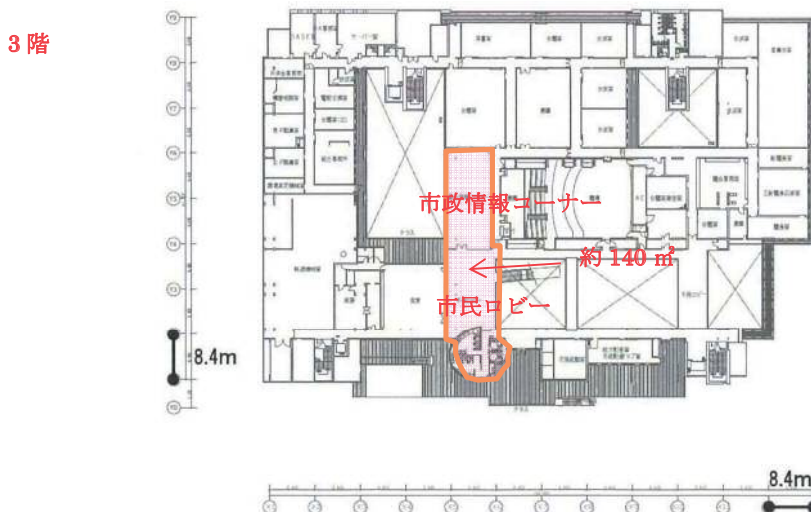
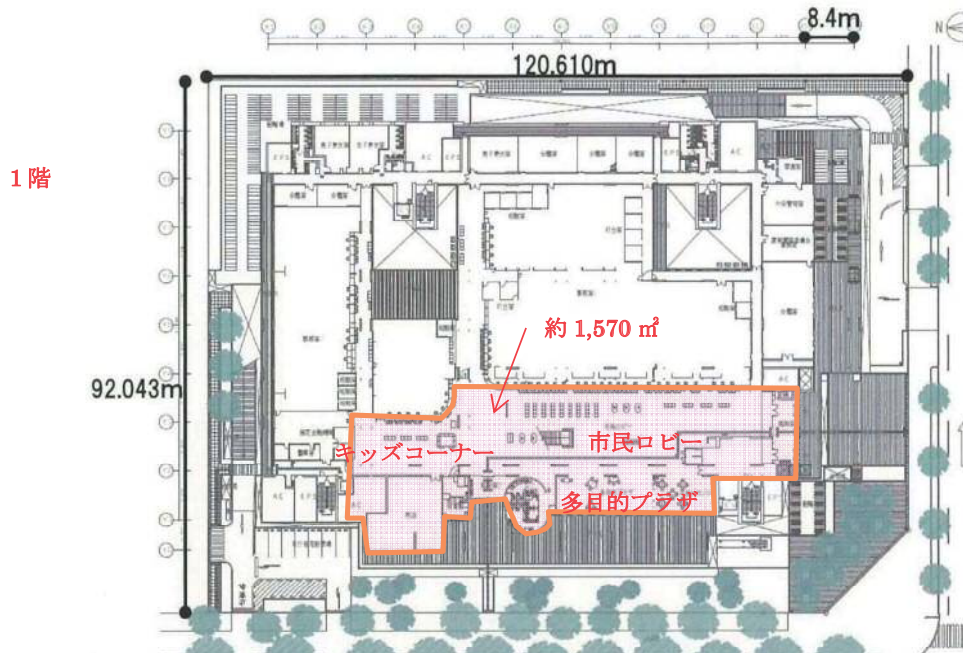
- 上記面積に現在の文書倉庫面積 198 m<sup>2</sup> を加えると、約 1,600 m<sup>2</sup> が必要な倉庫スペースとなる。

$$902 \text{m}^2 + 452 \text{m}^2 + 198 \text{m}^2 = 1,552 \text{m}^2 \approx 1,600 \text{m}^2$$



資料 12：総合窓口・ロビーの規模算定

- 東京都内で新しく整備した庁舎で、規模も本区と近似する約 26,000 m<sup>2</sup>の立川市を事例とした。



○庁舎全体面積  
25,981.6 m<sup>2</sup> (100%)

○総合窓口・ロビー面積  
1階：約 1,570 m<sup>2</sup>  
2階：約 330 m<sup>2</sup>  
3階：約 140 m<sup>2</sup>  
合計：約 2,040 m<sup>2</sup> (7.85%)

本区計画

○庁舎全体面積  
26,000 m<sup>2</sup>～29,000 m<sup>2</sup>

○総合窓口・ロビー面積  
※庁舎全体面積の 7.85%  
とすると  
2,041 m<sup>2</sup>～2,277 m<sup>2</sup>

資料 13：議会関連の規模算定

◆議会施設面積

区名	議会施設面積 (㎡)	議員定数 (人)	議員定数一人当たり 面積 (㎡/人)	備考
①新宿区	2,906.53	38	76.49	図面計測
②北区	2,572.30	44	58.46	図面計測
③品川区	2,839.60	40	70.99	図面計測
④中野区	2,458.65	42	58.54	図面計測
⑤江東区	3,419.00	44	77.70	図面計測
⑥江戸川区	2,428.88	44	55.20	図面計測
⑦目黒区	2,377.87 議会施設のあるフロアの専用 部分 (70.7%) と共用部分 (29.3%) の割合により算出	36	66.05	専用部分面積 1664.51㎡
平均 ※バリアフリー新法 (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進 に関する法律 (平成18年12月施行)) 以前に建築された庁舎の平均			66.20	
⑧豊島区 バリアフリー新法後 の建築	3,250.00 共用部分を施設計画から30% と設定して算出	36	90.28	専用部分面積 2275.0㎡
葛飾区・現況	1,403.75	40	35.09	
葛飾区・推計1	2,648.00	40	66.20	平均の面積で推計
葛飾区・推計2	3,611.20	40	90.28	バリアフリー新法 後の事例である豊 島区の面積で推計
葛飾区・推計3	3,129.60	40	78.24	推計1と推計2の 平均

議会施設面積は、葛飾区の議員定数 (40人) と類似する議員定数 (増減10%以内) となる各区提供の図面からの計測または面積表からの推計による。

議員定数は平成26年2月末現在のもの。

葛飾区・推計1は、①～⑦事例データ(バリアフリー新法前の建築)の平均による。

葛飾区・推計2は、⑧の事例(バリアフリー新法後の建築(建築中))による。

葛飾区・推計3は、推計1と推計2の平均による。

以上から、本区の議会施設は、議会事務局及び 共用部も含めて約3,100㎡ (77.5㎡/人) と計画する。

資料 14：他の基準による規模算定

◆総務省地方債算定基準に基づく庁舎規模の算定 (注1)

区分	人数 (人)	換算数	換算職員数 (人)	面積(m <sup>2</sup> )	備考
事務室	特別職	5	20	100	平成26年1月現在
	部長・次長	16	9	144	
	課長	58	5	290	
	係長・主任	239	2	478	
	一般職員	784	1	784	
	製図	0	0.7	0	
	再任用・再雇用等	398	1	398	注2
	(計)	1,500		2,194	
①事務室面積				9,873.0	換算職員数×4.5m <sup>2</sup> /人
事務室以外	②倉庫			1,283.5	①の13%
	③会議室、便所他			10,500.0	職員数*7.0m <sup>2</sup> /人
	④玄関等			8,662.6	(①+②+③)×40%
	⑤議会	40		1,400.0	議員数*35m <sup>2</sup> /人
①～⑤の計				31,719.1	

注1:平成22年度地方債同意等基準運用要綱等について(平成22年4月1日総財地第79号)による標準面積。この要綱は平成23年度から取り扱いが廃止されているが、これまで地方自治体の庁舎規模の基準として用いられてきたものである。

注2:専門非常勤、臨時職員、委託業者など、本庁舎内のデスクを使用して業務に従事する者の合計。新たな総合庁舎内で特別職を含む常勤職員との合計は1500人と想定した。

◆総務省起債基準には含まれていない庁舎面積

区分	面積(m <sup>2</sup> )	備考	
事務室以外	⑥災害対策本部諸室	580.0	注3
	⑦医務室	157.0	注4
	⑧売店	127.5	
	⑨食堂及び喫茶室	450.0	
⑥～⑨の計	1,314.5		

注3:資料9「災害対策本部関連スペースの規模算定」による

注4:資料14「他の基準による規模算定」による

◆総務省起債基準に基づいた新たな総合庁舎の規模算定

上記①～⑨の合計	33,033.6	約33,000m <sup>2</sup>
----------	----------	-----------------------

◆国土交通省新営一般庁舎面積算定基準に基づく庁舎規模の算定 (注1)

区分		人数 (人)	換算数	換算職員 数(人)	算定面積 (㎡)	備考
① 執務面積	局長級	5	18	90		
	部長・次長級	16	9	144		
	課長級	58	5	290		
	係長・主任級	239	1.8	430.2		
	一般級	784	1	784		
	再任用・再雇用等	398	1	398		注2
	(①合計)	1,500		2,136	9,399.3	換算職員数*4㎡*1.1
② 附属面積	会議室				937.2	(換算職員数100人当たり40㎡+10人増すごとに4㎡)*1.1
	電話交換室				155.0	1600人<換算職員数<2400人
	倉庫				1,221.9	①執務面積*13%
	宿直室				16.6	想定3人、1人10㎡、1人増すごとに3.3㎡
	庁務員室				13.3	想定3人、1人10㎡、1人増すごとに1.65㎡
	湯沸室	6.5㎡~13.0㎡が標準			360.0	36か所、10㎡/1か所と想定
	受付及び巡回溜り	1.65㎡*(人数*1/3)、6.5㎡が最小			6.5	想定3人
	便所及び洗面所	職員数150人以上			480.0	0.32㎡/人
	医務室	職員数1000人~1500人			157.0	
	売店	職員数150人以上			127.5	0.085㎡/人
	食堂及び喫茶室	職員数1000人~1500人			450.0	
	理髪室	職員数1220人~1970人			55.0	
	(②合計)				3,980.0	
③ 設備関係 面積	機械室				1,519.0	
	電気室	①+②<15,000㎡			275.0	
	自家発電室				56.0	
	(③合計)				1,850.0	
④交通部分(玄関、広間、廊下、階段室等)					6,091.7	(①+②+③)*35%~40%
⑤車庫 ※駐車場、駐輪場については、別途に算定						
合計A					21,321.0	

注1:官庁営繕関係基準等の統一化に関する関係省庁連絡会議において統一基準とされたものであり、国の庁舎の面積算定にあたって用いる基準である。

注2:専門非常勤、臨時職員、委託業者など、本庁舎内のデスクを使用して業務に従事する者の合計。新たな総合庁舎内で特別職を含む常勤職員との合計は1500人と想定した。

◆国土交通省新営一般庁舎面積算定基準には含まれていない庁舎面積

区分	面積	備考
①議会関連諸室	1,400.0	議員数*35㎡
②電算情報管理・印刷製本・入札・閲覧諸室	700.0	注1
③市民ロビー	1,000.0	注2
④災害対策本部諸室	580.0	注3
⑤その他諸室(庁議室、各種相談室、バリアフリー対応施設等)	3,198.2	注4
合計B	6,878.2	

注1:現状及び事例により設定

注2:資料12「総合窓口・ロビーの規模算定」の1/2

注3:資料9「災害対策本部関連スペースの規模算定」による

注4:国土交通省新営一般庁舎面積算定基準に基づく庁舎規模の算定の15%

◆国土交通省新営一般庁舎面積算定基準に基づいた新たな総合庁舎の規模算定

合計A+合計B	28,199.2	約28,200㎡
---------	----------	----------

◆職員数が類似している整備事例に基づく推計

【町田市の整備事例に基づく推計（庁舎内職員数約1,300人規模）】

諸室	事例面積 (注1)	事例職員一人当 り面積	葛飾区の推計 (注2)
庁舎	20,400㎡	15.7㎡/人	23,550㎡
防災拠点諸室	840㎡	0.6㎡/人	900㎡
市民利用・市民協働空間	1,300㎡	1.0㎡/人	1,500㎡
共用スペース	11,450㎡	8.8㎡/人	13,200㎡
機械室	2,400㎡	1.8㎡/人	2,700㎡
合計	35,500㎡	27.3㎡/人	41,850㎡

注1：町田市市新庁舎建設実施設計概要（平成21年2月）より

注2：庁舎内職員等（非常勤等含む）1,500人と想定

【豊島区の整備事例に基づく推計（庁舎内職員数約1,300人）】

諸室	事例面積 (注1)	事例職員一人当 り面積	葛飾区の推計 (注2)
執務室関係	11,460㎡	8.8㎡/人	13,200㎡
会議室等	1,195㎡	0.9㎡/人	1,350㎡
倉庫	540㎡	0.4㎡/人	600㎡
職員関係諸室	180㎡	0.1㎡/人	150㎡
区民ロビー等	1,100㎡	0.8㎡/人	1,200㎡
災害対策センター	250㎡	0.2㎡/人	300㎡
玄関・広間・廊下・階段 室・トイレ等	12,100㎡	9.3㎡/人	13,950㎡
議会関連	2,275㎡	1.7㎡/人	2,550㎡
合計	29,100㎡	22.4㎡/人	33,300㎡

注1：豊島区新庁舎整備推進計画（平成22年1月）より

注2：庁舎内職員等（非常勤等含む）1,500人と想定

## 資料 15：その他のスペースの規模算定

- 本区の現状の総合庁舎と、庁内職員規模が同程度の整備事例を以下に示す。

### ◆その他のスペースの割合

	葛飾区総合庁舎 (現庁舎)	町田市新庁舎 注1	豊島区新庁舎 注2
①執務スペース ②会議室等 ③倉庫 ④防災センター ⑤総合窓口・ホール ⑥食堂喫茶	約 10,900 m <sup>2</sup> (58.0%)	約 19,660 m <sup>2</sup> (58.7%) ※庁舎、防災拠点諸室、市民利用・市民共同空間等	約 14,975 m <sup>2</sup> (55.8%) ※行政施設、議会施設、多目的スペース、管理施設等
⑦その他のスペース ※階段、廊下、トイレ、休憩室、機械室、他	約 7,900 m <sup>2</sup> (42.0%)	約 13,850 m <sup>2</sup> (41.3%) ※共用スペース、機械室等	約 11,850 m <sup>2</sup> (44.2%) ※廊下、機械・電気室、トイレ、階段等
議会関連	約 1,400 m <sup>2</sup>	約 2,040 m <sup>2</sup>	約 2,275 m <sup>2</sup>
庁舎面積合計	約 20,200 m <sup>2</sup>	約 35,550 m <sup>2</sup> ※駐車場 (4,450 m <sup>2</sup> ) を除く	約 29,100 m <sup>2</sup>

注1：町田市新庁舎建設工事基本設計検討原案（平成19年3月）より

注2：新庁舎整備推進計画（平成22年11月）より

- その他のスペースについては、ユニバーサルデザインに配慮しつつ効率的な配置や動線処理を行うことで、執務スペース等（上記表の①～⑥）60%に対し、⑦その他スペース40%を目標にしていく。

資料 16 : 東京 23 区の庁舎の状況

◆東京 23 区の人口・庁舎面積・庁舎内職員数等				
区	人口 人	庁舎面積 ㎡	庁舎内職員数 人	庁舎内職員一人 あたり面積 ㎡/人
千代田区	54,160	19,128	574	33.3
中央区	132,610	21,871	629	34.8
港区	111,138	33,573	873	38.5
新宿区	201,060	27,441	997	27.5
文京区	201,257	57,020	904	63.1
台東区	187,792	24,335	1,000	24.3
墨田区	254,627	36,696	1,081	33.9
江東区	487,142	29,597	1,051	28.2
品川区	368,761	42,188	1,065	39.6
目黒区	267,379	46,049	1,025	44.9
大田区	350,868	41,452	1,423	29.1
世田谷区	867,552	23,743	1,706	13.9
渋谷区	214,665	18,561	810	22.9
中野区	313,665	25,097	1,062	23.6
杉並区	542,956	32,165	1,237	26.0
豊島区	271,643	15,908	1,005	15.8
北区	334,723	21,457	1,142	18.8
荒川区	207,735	16,770	705	23.8
板橋区	540,040	27,496	1,066	25.8
練馬区	711,212	55,274	1,589	34.8
足立区	670,385	75,552	1,791	42.2
<b>葛飾区</b>	<b>448,186</b>	<b>20,228</b>	<b>1,090</b>	<b>18.6</b>
江戸川区	676,116	20,441	1,568	13.0
平均				29.4

人口は平成 26 年 1 月 1 日現在、住民基本台帳人口、各区の HP による。

庁舎面積及び庁舎内職員数は、各区担当部署へのヒアリングによる。



◆東京 23 区の庁舎の鉄道駅からの距離

区名	最寄駅	鉄道最寄駅からの距離 (m)	備考
千代田区	九段下駅	約 280m	
中央区	新富町駅	約 200m	
港区	大門駅	約 380m	
新宿区	新宿三丁目駅	約 520m	
文京区	後樂園駅	約 140m	
台東区	上野駅	約 400m	
墨田区	本所吾妻橋駅	約 420m	
江東区	東陽町駅	約 350m	
品川区	下神明駅	約 340m	
目黒区	中目黒駅	約 350m	
大田区	蒲田駅	約 310m	
世田谷区	世田谷駅	約 430m	
渋谷区	渋谷駅	約 850m	
中野区	中野駅	約 280m	
杉並区	南阿佐ヶ谷駅	約 200m	
豊島区	東池袋駅	約 300m	建設中新庁舎
北区	王子駅	約 500m	
荒川区	荒川区役所前駅	約 400m	
板橋区	板橋区役所前駅	約 80m	
練馬区	練馬駅	約 490m	
足立区	梅島駅	約 900m	
葛飾区	京成立石駅	約 50m	新庁舎最優先補地
江戸川区	新小岩駅	約 1,600m	

鉄道最寄駅からの距離は、駅（出入口）を起点として各区役所までの歩行距離（机上計測）による。

◆東京 23 区の庁舎の建築年と耐震性能

区名	建築年	耐震性能	備考
千代田区	2007 年 (H19) 5 月開庁		国の合同庁舎と合築
中央区	1969 年 (S44) 本庁舎		2008 年 (H20) 3 月から大規模改修を実施
港区	1987 (S62)		
新宿区	1966 年 (S41) 本庁舎	Is 値 0.15~0.52	2014 年 5 月 から耐震補強工事を実施予定
文京区	1999 年 (H11)		
台東区	1973 年 (S48)		2011 年~2015 年で大規模改修工事を実施
墨田区	1990 年 (H2)		
江東区	1973 年 (S48)		2006 年~2007 年で改修工事を実施
品川区	1968 年 (S43) 総合庁舎		2008 年~2011 年で耐震改修工事を実施
目黒区	1966 年 (S41)		2002 年に民間ビルを改修し庁舎を整備
大田区	1992 年 (H4)		1998 年に民間ビルを改修し庁舎を整備
世田谷区	1960 年 (S35) 第一庁舎		一部又は全部を解体し改築する方針
渋谷区	1965 年 (S40)		2013 年の議会で建替え決議
中野区	1968 年 (S43)		2013 年に基本方針 (案) 公表
杉並区	1963 年 (S38) 東棟		1973 年及び 1993 年に改修工事を実施
豊島区	1961 年 (S36) 本庁舎	本庁舎を除き、建物の耐震性能が確保されていない	
北区	1960 年 (S35) 第一庁舎中央棟		2012 年新庁舎建設基本構想を公表
荒川区	1968 年 (S43)		2011 年耐震補強工事を実施
板橋区	1962 年 (S37) 南館	Is 値 0.28	2014 年 10 月南館改築工事を終了予定
練馬区	1996 年 (H8) 本庁舎		
足立区	1996 年 (H8) 本庁舎		
葛飾区	1962 年 (S37) 本館・議会棟	Is 値 0.72	1998 年~1999 年耐震補強工事を実施
江戸川区	1962 年 (S37)		2007 年耐震補強工事を実施

◆東京23区の庁舎の浸水予想

区名	庁舎の位置する場所の ハザードマップによる浸水深さ	庁舎の浸水対策	備考
千代田区	0.2m～0.5m		
中央区	0m		
港区	0m		
新宿区	0.2m～0.5m		
文京区	1.0m～2.0m		
台東区	2.0m～5.0m	10階に災害対策本部支援室	
墨田区	0m		
江東区	0m		
品川区	0m		
目黒区	0m		
大田区	0.2m～0.5m		
世田谷区	0m		
渋谷区	0m		
中野区	0.2m～0.5m		
杉並区	0m		
豊島区	0m		新庁舎の場所
北区	0m		
荒川区	0m		
板橋区	0m		
練馬区	0m		
足立区	2.0m～5.0m	7階に危機管理室	
葛飾区	4.0m～5.0m	5階に災害対策本部関連諸室	
江戸川区	2.0m～5.0m	5階に災害対策本部室	

## 資料 17：職員数の推移

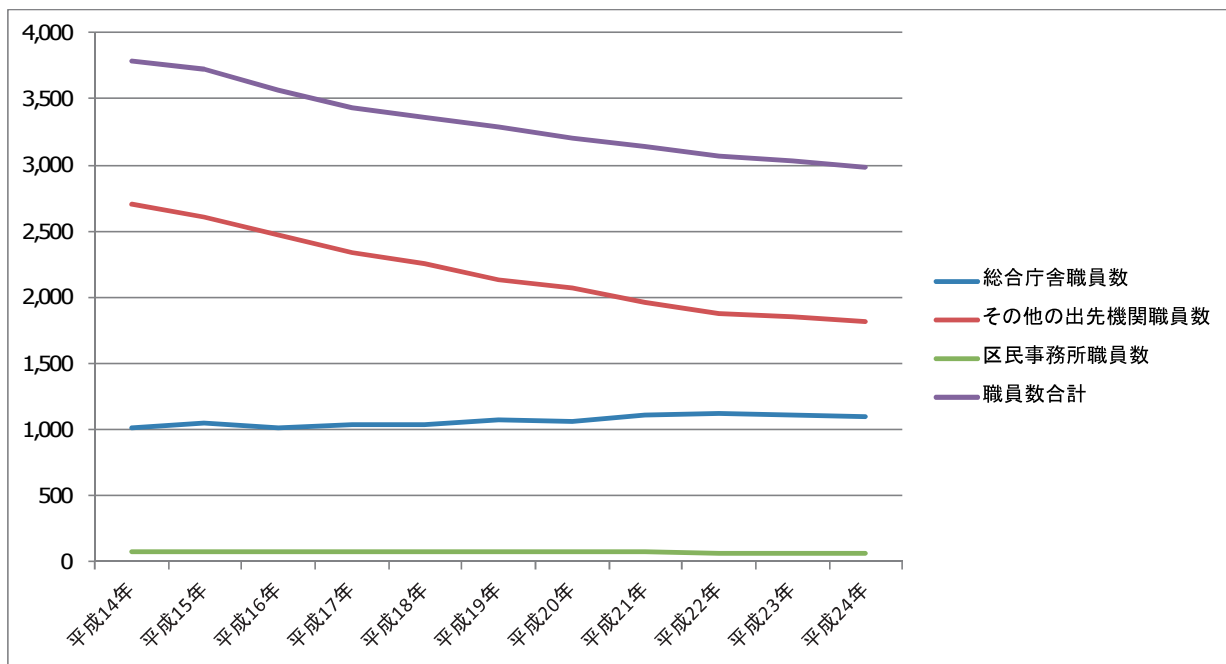
### ◆職員数の推移（各年 4 月 1 日）

（単位：人）

	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年
職員総数	3,788	3,721	3,564	3,434	3,355	3,282	3,206	3,136	3,063	3,025	2,982
総合庁舎	1,007	1,050	1,017	1,034	1,031	1,075	1,064	1,108	1,119	1,106	1,098
区民事務所	76	71	73	72	71	71	71	71	68	66	63
その他出先	2,705	2,600	2,474	2,332	2,253	2,136	2,071	1,957	1,876	1,853	1,821

資料：「葛飾区の現況」を基に作成

### ◆職員数の推移



### 【各課座席数調査（平成 25 年 4 月実施）による執務スペース】

- 平成 25 年 4 月に実施した「各課座席数調査」では、常勤職員は減少しているが、その他の「再任用・再雇用、専門非常勤、臨時職員、派遣職員、委託事業者等」の合計は増加している。
- また、「作業ヤード等、打ち合わせ等」のスペースは、「特別職等」「常勤職員」「再任用・再雇用、専門非常勤、臨時職員、派遣職員、委託事業者等」の合計の 10%程度である。

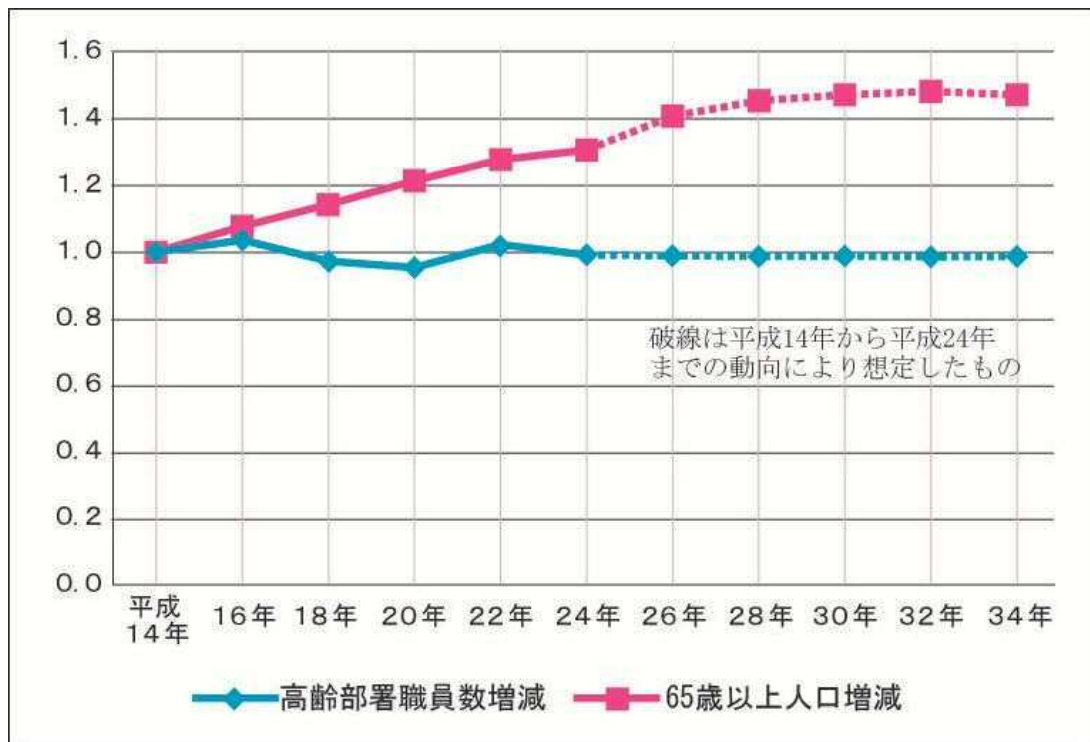
### ◆各課座席数調査（平成 25 年 4 月実施）の結果 ※現在の総合庁舎内での集計

区分	平成 24 年 4 月 1 日現在		平成 25 年 4 月 1 日現在	
	机の数	割合 (%)	机の数	割合 (%)
特別職等	25	1.8	24	1.7
常勤職員	1,046	75.3	1,038	74.2
その他 ※1	318	22.9	337	24.1
<b>合計</b>	<b>1,389</b>	<b>100.0</b>	<b>1,399</b>	<b>100.0</b>
作業ヤード等 ※2	143	10.3	142	10.2

※1：再任用・再雇用、専門非常勤、臨時職員、派遣職員、委託事業者等の合計

※2：作業ヤード等、打ち合わせ等の合計

◆65歳以上人口、当該分野職員数の増減（平成14年を1.0）



※当該分野：高齢福祉、国民年金、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、介護保険事業特別会計

**資料 18：現在の総合庁舎での部署配置状況**

**◆本館・新館・議会棟に配置されている部署**

部	課
政策経営部	政策企画課、広報課、財政課、情報システム課
総務部	総務課、秘書課、契約管財課、収納対策課、税務課、営繕課、 <u>施設維持課</u>
地域振興部	地域振興課、戸籍住民課、防災課、放射線対策室
環境部	環境課、リサイクル清掃課
福祉部	福祉管理課、 <u>高齢者支援課</u> 、 <u>障害福祉課</u> 、国保年金課、介護保険課、西生活課、臨時給付金室
保健所	<u>地域保健課</u>
子育て支援部	<u>育成課</u> 、子育て支援課、 <u>保育管理課</u>
都市整備部	街づくり調整課、街づくり推進課、住環境整備課、建築課、道路管理課、道路建設課
会計管理室	会計管理課
教育委員会	庶務課、施設課、学務課、 <u>指導室</u> 、地域教育課、 <u>生涯学習課</u>
監査事務局	監査事務局
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局
区議会事務局	区議会事務局

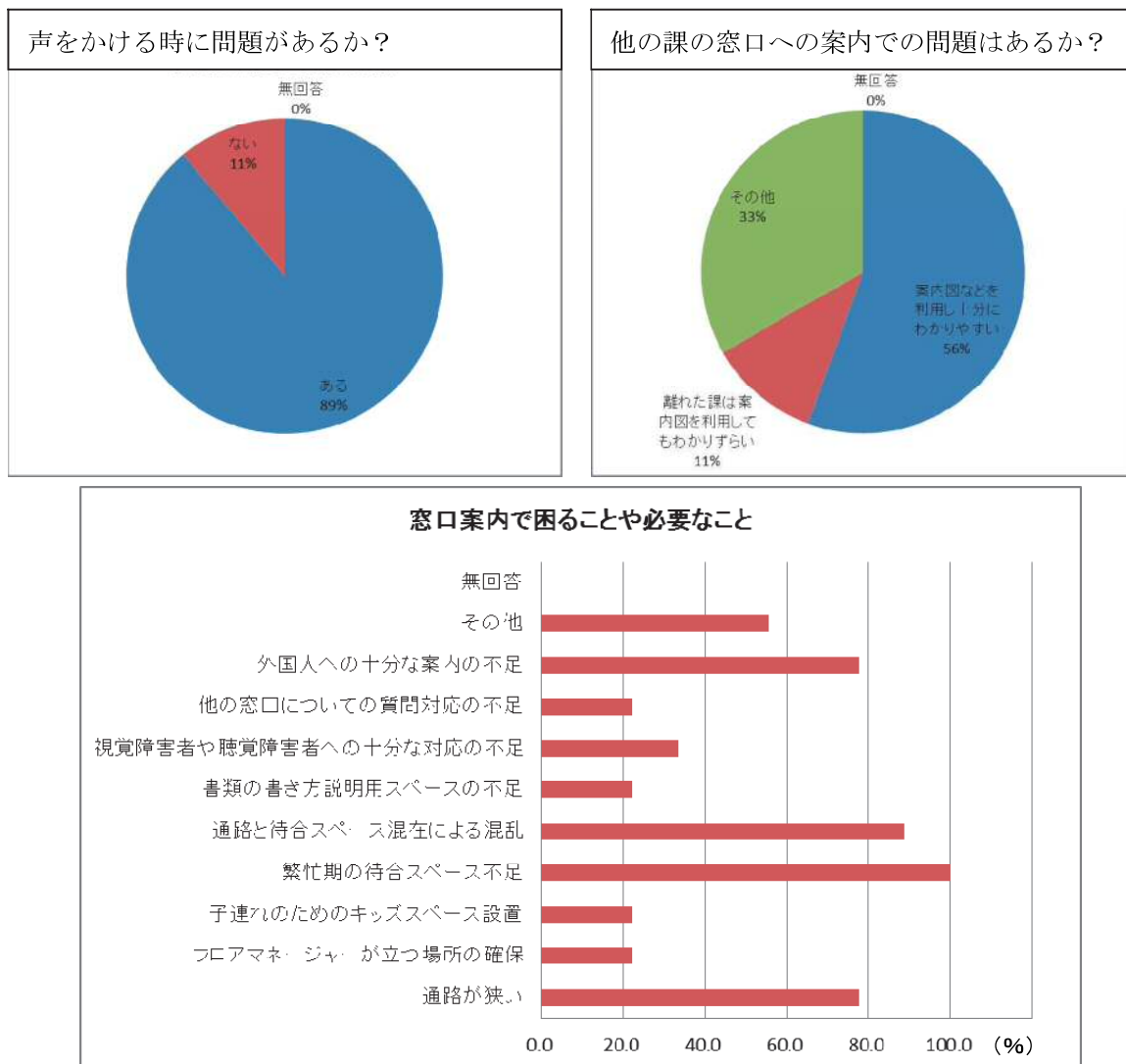
**◆本館・新館・議会棟以外に配置されている部署**

施設名	部署名
男女平等推進センター庁舎	人権推進課、人材育成課、産業経済課（消費生活センター）、 <u>障害福祉課</u>
第二厚生棟	人事課
施設維持課庁舎	<u>施設維持課</u>
区民事務所	<u>戸籍住民課</u>
地区センター	<u>地域振興課</u>
地域産業振興会館庁舎	産業経済課、商工振興課、観光課
文化会館庁舎	文化国際課
清掃棟	清掃事務所
シニア活動支援センター	<u>高齢者支援課</u>
障害者福祉センター庁舎	障害者施設課
東生活課庁舎	東生活課
保健所・子ども総合センター庁舎	<u>地域保健課</u> 、生活衛生課、健康推進課、保健予防課、青戸保健センター、子ども家庭支援課
保健センター	小菅保健センター、新小岩保健センター、金町保健センター、高砂保健センター、水元保健センター
各児童館	<u>育成課</u>
各保育園	<u>保育管理課</u>
立石駅周辺地区街づくり事務所	街づくり推進課
区画整理課庁舎	区画整理課
道路補修課庁舎	道路補修課
公園課庁舎	公園課
総合教育センター	<u>指導室</u>
郷土と天文の博物館	<u>生涯学習課</u>
総合スポーツセンター庁舎	生涯スポーツ課
中央図書館	中央図書館
各図書館	立石、お花茶屋、上小松、亀有、水元、鎌倉（地区図書館含む）
各小学校・中学校・幼稚園	小学校、中学校、幼稚園

※上表及び下表で重複している部署（下線で表示）は、双方に職員が配置されている部署（各課局室）

## 資料 19：フロアマネージャーへのアンケート調査等

- ・ 窓口整備のあり方を検討するために、平成 25 年 12 月に総合庁舎内のフロアマネージャーにアンケート調査を実施した。アンケートは、窓口受付件数の多い戸籍住民課のフロアマネージャーを対象とした。
- ・ 窓口で来庁者に案内をする時の問題点に関して、次の結果を得た。



### 【フロアマネージャー（福祉総合・国保年金・子育て支援）へのヒアリングによる意見収集】

#### ①声をかけづらい状況とその理由

- ・ 通路途中で声かけすることとなるため、目的が違う来庁者に不用意に声をかけてしまい、トラブルになることがある。
- ・ 入り口から最初に見える「総合案内」という文字だけで、庁舎全体の総合窓口と間違えてくる人がいる。「総合窓口」の表示が混在している。
- ・ 案内板の見方を誤って、目的が違う窓口へ行ってしまう来庁者が多くいる。
- ・ 通路上で声掛けを行うことになり、目的の異なる来庁者に誤って声をかけてしまうことがある。
- ・ 狭い通路に立って案内をしているので、通行する人から文句を言われることがある。
- ・ 他の課の窓口へ案内することがあるが、案内先の課で職員が出てこないことがあり、連携不足を感じる。

#### ②庁舎整備への要望

- ・ 庁舎全体で指示系統を一本化していくことで連携を強化していく。
- ・ 他課のフロアマネージャーが間違った案内をしないように、教育・指導をしてほしい。
- ・ 誤った案内が多いことから、出先機関で行っている業務（保健所・精神障害手帳）を本庁で行えるようにしてほしい。
- ・ 来庁者を視認できるフロアであってほしい。
- ・ フロアマネージャーが立つスペース（ブース）がほしい。
- ・ 他課との連携がとれる体制であってほしい。

## 【用語解説】

### 【あ～お】

#### ■ ICT (アイ シー ティー)

ICTとは、情報処理や情報通信など、コンピュータやネットワークに関連する分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称です。IT（情報技術）とほぼ同じ意味です。

#### ■アメニティ

快適性、快適な環境、魅力ある環境などを意味する「住み心地のよさ」「居住性（のよさ）」を表す考え方です。

#### ■エコマテリアル

環境負荷の少ない、エコロジーに配慮した材料のことで、具体的には、リサイクルがしやすい・製造や移動のためのエネルギーが少ない・製造・使用・廃棄時に環境を汚染しないなどの性質を持つものです。

#### ■オストメイト

オストメイトとは、病気や事故により腹部などに排泄のための開口部（ストーマ（人工肛門・人工膀胱））を造設した人のことをいいます。オストメイトの人は便や尿を溜めておくための袋（パウチ）を腹部に装着しています。パウチに溜まった排泄物は一定時間ごとに便器や汚物流しに捨ててパウチや腹部を洗浄する必要があります。そのための設備を備えたトイレとして「だれでもトイレ」を設置します。

### 【か～こ】

#### ■関係機関連絡要員（リエゾン）（かんけい きかん れんらく よういん）

地震・水害・土砂災害等の大規模自然災害の発生時に、地方公共団体へ派遣される公共団体等職員で、災害情報等の情報収集、災害応急対策の支援等を行うものです。

葛飾区では、自衛隊・消防・警察・ライフライン関連団体（電気・ガス・水道）の職員を想定しています。

#### ■CASBEE（キャスビー）

「CASBEE」（建築環境総合性能評価システム）は、建物の環境性能で評価し格付けする手法です。省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建物の品質を総合的に評価するシステムで、評価結果を「Sランク（素晴らしい）」から、「Aランク（大変良い）」「B+ランク（良い）」「B-ランク（やや劣る）」「Cランク（劣る）」という5段階で示します。新たな総合庁舎では、Sランク（素晴らしい）を目標にします。

#### ■クリアランス

「隙間」「余裕」「ゆとり」を意味しています。

#### ■グリーン庁舎

計画から建設、運用、解体に至る建物の生涯を通じて、環境負荷の低減に配慮した官庁施設のことです。政府は、グリーン庁舎を建築分野における環境負荷低減の模範的な施設として位置づけて整備を推進しています。グリーン庁舎は、周辺環境への配慮、運用段階の省エネ・省資源、長寿命化、エコマテリアルの使用、適正使用・適正処理など5つの視点に立って計画することが求められています。



## ■グレア対策

グレアとは、不快感や物の見えづらさを生じさせるような「まぶしさ」のことをいいます。グレアは、程度によっては単なる不快感にとどまらず、眼の障害や事故などにもつながるため、照明器具の設計や照明計画などにおいては、グレアを防ぐことが必要となります。

## ■ゲル

液体を化学変化や冷却でゼリー状に固体化したものです。  
柔らかいゲルが揺れを吸収し、強力な粘着力で家具や電化製品等を固定して落下や転倒を防止します。

## ■建築非構造部材（けんちく ひ こうぞう ぶざい）

建築非構造部材とは、柱、梁、床、屋根などの建築物の構造体以外の部材で、「外壁仕上げ材」、「建具及びガラス」、「間仕切り及び内装材」、「天井及び床材」、「屋根仕上げ材」、「造り付けの家具及び事務機器類」、「外構その他」などです。

## ■孤立対策（こりつたいさく）

大規模な地震や火災や水害などにより、道路などの交通網が途絶し、人の移動や物資の流通ができなくなる状態になった時の対策で、具体的には外部からの支援がない状態で生活するための備蓄や、ヘリコプターの発着場所の確保などです。

## ■構造体（こうぞうたい）

建築基準法で主要構造部といい、「壁、柱、床、梁、屋根または階段」を指します。

## ■構造耐震指標（Is 値）（こうぞう たいしん しひょう（アイエスち））

構造耐震指標（Is 値）とは、建物の耐震性能を表わす指標で耐震診断調査により算定します。この指標は、①地震力に対する建物の強度、②地震力に対する建物の靱性（変形能力、粘り強さ）が大きいほど値が大きくなり、地震に対する耐震性能が高くなります。

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」の告示（旧建設省告示 平成7年12月25日 第2089号）により、震度6～7程度の規模の地震に対するIs値の評価については0.6未満では「崩壊、倒壊する危険性がある」としています。

総合庁舎は防災上、区民のみなさんの安全を守る重要な拠点であることから、高い耐震安全性が必要です。国が示している「官庁施設に求められる耐震安全性」では、災害対策の指揮、情報伝達のための施設である総合庁舎は大地震が起きても補修することなく使用できる目標として構造体I類（Is値（構造耐震指標）0.9）以上が求められています。

## ■構造耐震判定指標（こうぞう たいしん はんてい しひょう）

地震に対する安全性の目標値が構造耐震判定指標です。構造耐震判定指標は、耐震判定指標、地域指標、地盤指標及び用途指標を乗じて算出します。算出した構造耐震判定指標と、耐震診断による構造耐震指標を比較して、「構造耐震指標（Is 値）>構造耐震判定指標」の場合は耐震性があり安全と判定できます。

## 【さ～そ】

### ■スケルトン・インフィル

スケルトンは建物の骨組みともいえる柱、梁、床等の構造躯体のことで、インフィルは内部の内装・設備部分のことです。新たな総合庁舎では、耐久性の高いスケルトンと、行政需要の変化や経年劣化等に応じて容易にリニューアルできるインフィルを明確に分け、耐久性と可変性の高い庁舎を整備していきます。

## ■自治体クラウド化

自治体クラウドとは、地方公共団体が情報システムを庁舎ではなく、庁外のデータセンターにおいて保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする仕組みです。複数の地方公共団体が一体となって共同化を進めることにより、コスト削減やシステム管理等の業務の負担軽減が期待でき、堅牢なデータセンターを利用することで、セキュリティの強化、災害対策などを図ることができます。

## ■JASS5（ジャス ファイブ）

日本建築学会が編集する建築工事の標準仕様書の鉄筋コンクリートに関するもので、「建築工事標準仕様書・同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事」のことです。

## ■ゾーニング

建物の空間を機能や用途別にまとめて、効率的に配置することです。上下階にわたって垂直的に空間を配置していくことや、一つの階について水平的に行うことがあります。

## 【た〜と】

### ■耐震安全性（たいしん あんぜんせい）

大規模な地震に対して建物の崩壊や倒壊の危険がなく、人命の安全確保が図られることをいいます。構造体、建築非構造部材、建築設備について、大地震動後の被災地や機能確保の程度によって、いくつかのランクに区分されており、建物の重要性等により、それぞれのランクを設定して建物の設計条件とします。

### ■耐震補強工事（たいしん ほきょう こうじ）

建築物に必要な最低限の耐震基準は建築基準法によって定められ、同法の改正に伴って既存の建物の耐震構造を見直したり補強したりする必要が生じました。建築物を建てた時点では適合していても、その後の法改正により建物の耐震基準が法で定められた基準に満たなくなった場合、建築物の増改築時には必ずその時点で適合するように補強工事をする必要があります。本館と議会棟は平成10年から11年にかけて構造耐震指標（Is 値）0.72 を目標に耐震補強工事を行いました。また新館の構造耐震指標（Is 値）は平成20年に実施した耐震診断の結果0.77が最も低い数値と診断されています。

### ■耐震性能基準（たいしん せいこう きじゅん）

建築物の耐震性能は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の構造耐震指標（Is 値）により、以下のように分類されています。Is 値は、建物の耐震性能（耐震安全性）を示すもので、数値が大きいほど耐震性が高い建物になります。

0.6 ≤ Is 値	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、または崩落する危険性が低い
0.3 ≤ Is 値 < 0.6	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、または崩落する危険性がある
Is 値 < 0.3	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、または崩落する危険性が高い

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」の構造体の分類と構造耐震指標（Is 値）の関係は下記のとおりです。

I 類	0.9 ≤ Is 値	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できる
II 類	0.75 ≤ Is 値	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できる
III 類	0.6 ≤ Is 値	大地震動後により構造体の部分的な損害は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくない

## ■統合型行政システム（とうごうがたぎょうせいシステム）

ICTを活用した行政事務処理のシステムで、文書管理、財務会計、庶務事務、決裁基盤、職員ポータルの5つのサブシステムが一体になった内部事務処理システムです。各システムの機能は以下のとおりです。

文書管理	文書起案や収受等の文書事務を管理するもの
財務会計	予算編成、決算調製、契約、支払等の財務事務を管理するもの
庶務事務	職員の出勤簿、勤務予定、休暇、超過勤務等、職員の勤怠を管理するもの
決裁基盤	文書管理、財務会計、庶務事務システムの決裁（意思決定）を管理するもの
職員ポータル	職員情報や組織情報等を管理するもの

## 【な～の】

## 【は～ほ】

### ■バリアフリー

障害者や高齢者や乳幼児を連れた人が活動するうえでの障壁（バリア）を取り除くという考え方を「バリアフリー」といいます。具体的には、建物内の段差をなくする、廊下の幅を広げ車椅子で不自由なく活動できるようにする、「誰でもトイレ」や「授乳室」を整備するなどが挙げられます。

なお、現在では、バリアフリーに加え、健常者にとっても利用しやすいユニバーサルデザインの考え方も導入されており、新たな総合庁舎では可能な限りユニバーサルデザインの考え方で整備を行います。

### ■フレキシブル

建物の内部を改造して、その時々々の需要に応じた使い方ができるように、柔軟性があり融通が利くようにすることを指します。

### ■フリーアクセスフロア

建物の躯体である床と仕上材としての床の間に自由に配線・配管できるよう2重にした床のことで、執務スペースのレイアウトの変更やOA機器の増設に対応しやすく、雑然となりがちな配線を床下に収納できるほか、配線の損傷やそれに伴うメンテナンスの費用を軽減し、部署配置の変更に伴う配線工事を削減できるメリットがあります。

### ■フロン・ハロン

炭素と水素の他、フッ素・塩素・臭素などのハロゲンを多く含む化合物の総称です。冷媒や溶剤として使用されましたが、オゾン層破壊の原因物質ならびに温室効果ガスであることが明らかとなり、今日では様々な条約・法律によって使用には大幅な制限がかけられています。

### ■フロアマネージャー

区民の皆様が区役所に来庁されたときには、安心してスムーズに手続きをしていただくために、皆様のご来庁の目的をお伺いして、手続きを担当する窓口や申請書の書き方などを案内する係りの者です。現在の総合庁舎では、戸籍住民課、福祉総合窓口、子育て支援窓口、税務課窓口フロアマネージャーを配置して案内をしています。

## ■ホバリング・スペース

ヘリコプターの緊急救助用スペースのことで、着陸せずに接地面から浮いた態勢での救助活動を行います。ホバリング・スペースは「R」のマーク（レスキューの頭文字）を建物の屋上等に表示し、ヘリコプターが離着陸できるヘリポート（緊急離着陸場）は「H」のマークを表示して区別します。

## 【ま〜も】

### ■メンテナンススペース

建物の電気設備、空気調和設備、消防設備、給排水設備などの、日常の清掃・点検などの維持管理や修理を行うために必要な場所や空間のことで、建物の長寿命化を図るためには、保守管理や修理・部品交換などを適切に行う必要があります、これを容易に行えるように作業に必要な場所や空間を確保しておく必要があります。

## 【ら〜ろ】

### ■ライフサイクルコスト

建物が存続する期間に要する総費用のことで、大別すると「企画・設計コスト」、「建設コスト」、「維持・管理コスト」、「解体・廃棄処分コスト」から構成されています。

## 【や〜よ】

### ■ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとは、ある特定の人のためではなく、年齢・国籍・性別・身体的能力等の違いをこえ、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり・ものづくり・環境づくりを行っていかうとする考え方です。

「ユニバーサルデザイン」も「バリアフリー」も、ともに、すべての人の平等な社会参加の実現という同じゴールをめざすものですが、「ユニバーサルデザイン」は、はじめからあらゆる方法でバリア（障壁）の存在を前提として、その除去を行う「バリアフリー」を包含し、発展させた考え方です。

本区では、ユニバーサルデザインの考え方を基本に区政を推進していくために、「葛飾区ユニバーサルデザイン推進指針」を策定し、「だれでもトイレの整備」や「エレベーターの整備」などを進めています。新たな総合庁舎では、可能な限りユニバーサルデザインの考え方で整備を行います。

## 【わ】

### ■ワンストップサービス

一か所で一度の手続きで、必要とする行政手続きを行える行政サービスのことで、新たな総合庁舎では、転入・転出・転居・出生・婚姻などに伴う様々な手続きを、できるだけワンストップで行えるようにしていきます。